

『建築物省エネ法判定業務料金』

【モデル建物法】

単位：円（税抜）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
2,000未満	130,000	70,000	60,000
2,000～4,000未満	150,000	90,000	80,000
4,000～6,000未満	190,000	130,000	100,000
6,000～8,000未満	210,000	150,000	120,000
8,000～10,000未満	220,000	160,000	120,000
10,000～20,000未満	250,000	180,000	140,000
20,000～50,000未満	280,000	220,000	170,000
50,000～100,000未満	350,000	270,000	210,000
100,000～200,000未満	460,000	340,000	270,000
200,000～	630,000	420,000	340,000

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（税抜）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
2,000未満	210,000	130,000	110,000
2,000～4,000未満	260,000	170,000	150,000
4,000～6,000未満	320,000	220,000	190,000
6,000～8,000未満	360,000	240,000	210,000
8,000～10,000未満	380,000	250,000	220,000
10,000～20,000未満	420,000	280,000	250,000
20,000～50,000未満	490,000	340,000	280,000
50,000～100,000未満	600,000	420,000	350,000
100,000～200,000未満	770,000	530,000	460,000
200,000～	1,020,000	670,000	560,000

[ 注意事項 ]

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については別表用途分類による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
  - ・A種が含まれるときはA種
  - ・A種がなくB種が含まれるときはB種ただし、上記適用が著しく不合理であると建築センターが認めた場合は別途判断する。
- ⑤ 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。  
ただし、次の場合は上表の料金とする。
  - ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更して申請する場合
  - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑥ 軽微変更該当証明申請の証明料金は当初料金の10分の5の額とする。
- ⑦ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- ⑧ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積もりとする。

【別表 用途分類】

確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前2項及び保育所その他これに類するものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバ ッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
B種	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ プ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好 奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これ らに類するもの	08600
	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110	

B種	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470	
料理店	08570	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	

C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990